

令和4年度 匝瑳市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第1 総則

1 本計画の位置付け

本計画は、匝瑳市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、本市の区域内で発生する一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するとともに、廃棄物を減量、資源化するために必要な一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 計画区域

匝瑳市全域

3 計画期間

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで

第2 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1 ごみ排出量の見込み

人口（令和4年3月31日現在）		34,696人
事業所（予測値）		1,539か所
生活系	普通ごみ	5,666t
	粗大ごみ	8t
	資源ごみ	602t
	有害ごみ	6t
	その他	15t
	小計	6,297t
事業系	普通ごみ	3,035t
	資源ごみ	29t
	小計	3,064t
集団回収		232t
年間排出量		9,361t
総排出量		9,593t

2 飼養者不明の動物斃死体の収集運搬処理予定数

予定数	約400体
-----	-------

3 東総地区クリーンセンター（匠瑳中継施設含む。）への搬入量・埋立処分量

総搬入量	9,361t /年
うち最終処分場埋立処分量	350t /年

4 ごみの排出抑制・再資源化計画

項目	方 策	内 容
排出抑制	一般家庭ごみの有料化	<p>普通ごみ及び資源ごみの指定ごみ袋に、収集運搬等の経費の一部を付加し、排出抑制及び資源物の分別促進を図る。</p> <p>それぞれ10枚につき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通ごみ専用袋（大）450 450円（小）200 200円 ・資源ごみ専用袋（大）400 200円（小）200 100円
	生ごみ処理機等設置促進事業補助金制度	<p>市内の取扱店から家庭用生ごみ処理機を購入した市民に、1台当たり購入金額の3分の1に相当する額で2万円を上限に補助金を交付する。</p> <p>また、生ごみ堆肥化容器を購入した市民には、1基当たり購入金額の2分の1に相当する額で2千円を上限とし、2基までの補助金を交付する。</p>
再資源化	分別収集による資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・カン類及びペットボトルは、東総地区広域市町村圏事務組合（以下、「組合」という。）施設で中間処理後、委託処理する。 ・ステーション収集により回収された資源ごみのうち、ビン類は市が委託処理し、紙類、金属類及び布類は委託業者による選別後、匠瑳中継施設に搬入し、組合が委託処理する。 ・匠瑳中継施設に直接搬入されたビン類、紙類、金属類及び布類は、組合において委託処理する。
	資源ごみ集団回収促進事業奨励金制度	<p>P T A、子供会及びシニアクラブ等、資源ごみの回収を実施した団体へ、1kgにつき5円以内（限度額20万円）の奨励金を交付する。</p>
	使用済み小型家電の回収	<p>小型家電に含まれる希少金属を有効に活用するため、市内8か所に専用ボックスを設置して回収、選別後、国認定事業者へ引き渡し、リサイクルによるごみの減量を図る。</p>

5 収集・運搬計画

(1) 基本事項

- ① 市が収集する品目は、一般家庭から排出される一般廃棄物、資源物及び飼養者不明の動物の斃死体とする。
- ② 事業活動に伴い排出されるごみは、自己処理が原則とする。ただし、自己処理できない場合は、匝瑳中継施設に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理するよう指導する。

(2) ごみの種類、収集運搬の実施主体、収集回数、収集方法

① 一般家庭ごみ

種 別	実施主体	収集回数	収集方法	
普通ごみ	市（委託）	週2回	ステーション収集 指定ごみ袋	
資源ごみ	カン、ビン、金属、 ペットボトル	市（委託）	月2回	ステーション収集 指定ごみ袋
	新聞紙、雑誌、書籍、 段ボール及び飲料 用紙パック等の紙 布類	市（委託）	月2回	ステーション収集 指定袋なし
有害ごみ	市（委託）	月2回	ステーション収集 指定袋なし	
粗大ごみ	排出者	随時	匝瑳中継施設に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して処理	
地域清掃、不法投棄ごみ	市	随時	市（担当課）が収集し、匝瑳中継施設に直接搬入する。	

② 飼養者不明の動物斃死体

種 別	実施主体	収集回数	収集方法
犬・猫等の動物斃死体	市（国・県道 は千葉県）	随時	電話等による受付後、斃死体を回収し、東総地区クリーンセンター等へ直接搬入する。

③ 事業系一般廃棄物

種 別	実施主体	収集回数	収集方法
普通ごみ	排出事業者	随時	匝瑳中継施設に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。
資源ごみ			

④ 市で処理しない廃棄物

種 別	品 目	処理方法	
家電 4 品目	ブラウン管テレビ、液晶テレビ・プラズマ薄型テレビ、エアコン 冷蔵庫、冷凍庫 洗濯機、衣類乾燥機	「特定家庭用機器再商品化法」に基づき再資源化する。 ・排出者が購入した小売業者又は買替の場合には新しい製品を購入する小売業者へ引取を依頼する。 ・自ら指定引取場所へ搬入するか又は一般廃棄物収集運搬許可業者に指定引取場所への収集運搬を依頼する。 ・家電量販店に処理を依頼する。	
パソコン	デスクトップパソコン本体 ノートパソコン 液晶ディスプレイ 液晶ディスプレイ一体型パソコン CRTディスプレイ CRTディスプレイ一体型パソコン	「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化する。 ・使用済みパソコンは、製造メーカーに回収を申し込む。 ・回収する者がいない使用済みパソコン（自作パソコン、倒産したメーカーの製品）は、「パソコン3R推進協会」に回収を申し込む。 ・ノートパソコンは、小型家電回収ボックスに投入可能。	
リサイクル・処理体制が整備、構築されているもの	自動車、自動二輪車、消火器、バッテリー、タイヤ	購入店や取扱店、専門業者に引き取りを依頼する。	
適正処理困難物	液体状のもの	ペンキ等の塗料 薬剤・化学薬品、廃油	購入店や取扱店、専門業者に引き取りを依頼する。
	収集運搬、破碎焼却処理に支障があるもの	金庫、ドラム缶、パレット、コンクリートブロック、瓦、土砂、建築・建設資材、農機具、農業用ビニール、樹木（太さ 16 c m以上又は長さ 201 c m以上）	・購入店や取扱店、専門業者に引き取りを依頼する。 ・樹木等は、太さ 15 c m以内かつ長さ 200 c m以内であれば匝瑳中継施設に直接搬入可能。
	爆発物、危険物	ガスボンベ、揮発性油脂類、火薬	購入店や取扱店、専門業者に引き取りを依頼する。
産業廃棄物 特別管理一般廃棄物			

6 中間処理計画

(1) 中間処理施設の概要

事業主体	東総地区広域市町村圏事務組合
施設名称	東総地区クリーンセンター
所在地	千葉県銚子市野尻町1678番地の1
事業方式	DBO（公設民営）方式
敷地面積	約48,000㎡

(2) 施設概要

① 高効率ごみ発電施設（熱回収施設）

処理対象物	普通ごみ、粗大ごみ、選別残渣、し尿汚泥等、農業集落排水汚泥
処理能力	198t/日（99t/日×2炉）
処理方式	シャフト炉式ガス化溶解炉
発電出力	4,860kw（最大）

② マテリアルリサイクル推進施設

ア 缶類処理ライン

処理能力	3.6t/5h
処理方式	手選別（不適物）＋ 機械選別方式（スチール缶・アルミ缶）

イ ペットボトル処理ライン

処理能力	2.6t/5h
処理方式	手選別方式

(3) 中継施設の概要

事業主体	東総地区広域市町村圏事務組合
施設名称	匝瑳中継施設
所在地	千葉県匝瑳市松山107番地
事業方式	直営方式
敷地面積	約26,000㎡ (うち旧松山清掃工場敷地6,391.48㎡)

7 最終処分計画

最終処分施設の概要

事業主体	東総地区広域市町村圏事務組合
施設名称	東総地区最終処分場
所在地	千葉県銚子市森戸町953番地
事業方式	委託
事業地面積	約21,000㎡
埋立地面積	約3,500㎡
埋立容量	約37,000㎥
埋立対象物	熔融飛灰処理物
貯留構造物	鉄筋コンクリート造
被覆施設	鉄骨造
遮水設備	二重遮水シート+漏水検知システム
浸出水処理施設	処理能力10㎥/日(処理水は循環利用)
その他	地下水集排水設備、雨水集排水設備、 浸出水集排水設備、管理棟ほか

8 一般廃棄物収集運搬許可業者

(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

事業者名	所在地	電話番号
トソーメンテナンス有限公司	旭市江ヶ崎 1493-12	0479-60-7733
株式会社トソーエンバイテック	匝瑳市吉崎 584	0479-72-4231
株式会社現代興業	匝瑳市栢田 8547-2	0479-74-7887
東起クリーンサービス有限公司	匝瑳市金原 362	0479-74-2008
ときわ陸送有限公司	多古町南玉造 3819-2	0479-76-8540
株式会社五十嵐商会千葉事業部	横芝光町栗山 4758	0479-84-1119
有限公司エーエムティー	旭市後草 2050	0479-55-4343
有限公司アースクリーンサービス	旭市鎌数 9894-19	0479-63-7387
共同リサイクル株式会社	成田市三里塚光ヶ丘 1-862	0479-75-0479
株式会社 新栄産業 (荷下ろしのみ。搬入先限定)	山武市松尾町広根 1967-1	

(2) 許可方針

現行の処理体制において処理計画の円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、新たな法令等の整備により必要が生じるなど特別な場合を除き、既存許可業者に収集運搬させることとし、新規の者については許可しない方針とする。

9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 市民等に対する広報・啓発活動

① 適正排出の周知

「ごみの分け方・出し方」や「ごみ品目別一覧表」の全戸配布等により、ごみの適正排出の周知を図る。

② 家庭系ごみの減量

家庭でできるごみ減量の取り組み事例や、ごみ減量化・資源化等の情報提供を、「広報そうさ」や「市ホームページ」などで周知を図る。

③ 事業系ごみの減量

事業所に対しては、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の違いや、事業所内での減量化や資源化対策を講じるよう、「広報そうさ」や「市ホームページ」などで周知を図る。

④ ごみゼロ運動の推進

6月をごみゼロ運動推進月間とし、地域清掃を実施することにより、ごみの減量化への意識啓発と、再資源化の促進及び地域の環境美化を図る。

- ⑤ 不法投棄防止看板の設置
不法投棄が多発する場所等へ不法投棄防止の注意喚起看板の設置、又は当該土地の所有者・管理者へ看板の提供を行うことにより、「ごみの発生抑制」と「適正処理の推進」を図る。
- (2) 匝瑳市環境審議会
市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等廃棄物の処理に関する事項等の調査及び審議をするため、審議会を置く。
- (3) ボランティア等の清掃
ボランティア等の清掃で回収されたごみは、ボランティアが直接中継施設等に直接搬入するほか、市（担当課）が収集運搬して処理する。
- (4) 災害廃棄物の処理
災害により発生した廃棄物は、被災状況に応じて、臨時収集の実施や廃棄物処理手数料を減免する等、災害廃棄物処理業務を適切に実施する。また、震災廃棄物は、「匝瑳市震災廃棄物処理計画」に基づき適切に処理する。
- (5) 火災廃棄物の処理
火災廃棄物の処理は、罹災者の経済的負担の軽減を図るため、廃棄物処理手数料を減免する等、火災廃棄物処理業務を適切に実施する。
- (6) 海岸漂着物の処理
海岸漂着物は、海岸管理者（千葉県）が適正処理のための必要な措置を講じなければならないとされているが、市として必要に応じ協力していく。